

第6章

景観形成の推進

この章では、景観形成を推進するための基本的な考え方や、官民協働の基に重点的に取り組んでいくもの、豊橋市（行政）の推進施策について示しています。

- 6-1 景観形成推進の考え方
- 6-2 景観形成の重点的な取り組み
- 6-3 豊橋市（行政）の推進施策

6-1 景観形成推進の考え方

(1) 基本的な考え方

景観形成を推進していくためには、市民・事業者、専門家、行政の、それぞれが各者の役割を担い、相互に連携することが必要です。

そこで、以下に示す基本的な考え方により、取り組みを進めるものとします。

〔※専門家：対象地域の景観に関する課題や特性などを把握している者、または景観工学に関する専門知識などを有する者〕

【各者の役割】

- | | |
|--------|-------------------------------------------------------------|
| 市民・事業者 | ：自らが景観形成の主役であることを認識し、景観形成に積極的に取り組むことが望まれます |
| 専門家 | ：幅広い知見を持ち、景観形成に対する助言・提案を行うことが望まれます |
| 行政 | ：市民・事業者、専門家と連携して景観形成を進めるとともに、後掲の推進施策に沿って総合的かつ多面的な取り組みを実施します |



【取り組みの方向性】

- | | |
|---------------------------------|-------|
| ①市民、事業者、行政などの協働により、重点的な取り組みを進める | (6-2) |
| ②行政が段階的かつ体系的な施策を定め、計画的な取り組みを進める | (6-3) |

(2) 推進体制

景観形成は、景観形成の担い手である市民・事業者に加え、専門家、行政の3者の協働により進めます。

豊橋市（行政）は、市民などの取り組みを支援するとともに、市民などからの景観形成に関する提案を受け、必要に応じて実施していきます。また、国や愛知県、その他関係機関などに対して景観事業に関する連携や要請などを行っていきます。

公共事業の実施時においては、景観担当課が中心となり事業担当部課との密な情報交換を行いながら連携し、事業を円滑に進めていきます。

なお、景観は、市町境などによって区切られることなく広域的な視点をもって取り組んでいく必要があるため、景観形成を推進していくときには隣接する市町とのつながりも考慮し、協働の体制で取り組んでいきます。

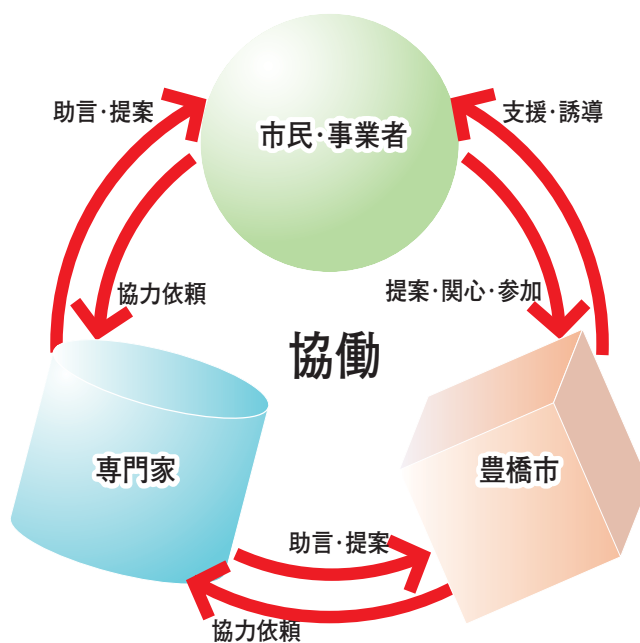


図 景観形成の推進イメージ

6-2 景観形成の重点的な取り組み

(1) 重点的な取り組みの位置づけ

「重点的な取り組み」とは、多岐に渡る景観形成の取り組みの中で、特に地域住民と行政などの協働により実施する取り組みで、その取り組みを実施することによって当該地域の景観の向上はもとより、地域住民の景観に対する意識の向上や他地域への波及も期待できるものを対象としています。

(2) 重点的な取り組みの方向性

前項で示した内容を踏まえ、東三河の顔となる中心市街地での景観形成や、本市の地域らしい景観を際立たせるために、自然景観や歴史景観の要素が多数集まる拠点での景観形成を進めます。

また、市民の景観に対する意識の向上を図りながら、新たに魅力ある景観を創出するために、景観資源の発掘を進めます。

これらのことから、以下に、重点的な取り組みの3つの方向性を示します。

- 取り組み1：豊橋駅周辺の景観形成を推進し、東三河の顔の魅力を向上させます
- 取り組み2：自然と歴史の拠点の景観形成を推進し、地域らしさを向上させます
- 取り組み3：市民の身近にある景観資源を掘り起こし、新たに魅力ある景観を創出します

(3) 各重点的な取り組みの考え方

①取り組み1 豊橋駅周辺の景観形成を推進し、

東三河の顔の魅力を向上させます

■景観形成の考え方

「拠点別の景観形成方針」に位置づけている拠点のうち、東三河の顔として捉えることのできる「豊橋駅周辺中心商業地(産業景観の拠点)」と、それに隣接する「豊橋公園周辺(生活景観の拠点)」とを合わせて景観形成の重点地区として位置づけ、東三河の顔にふさわしい品格のある景観形成を協働で進めます。

■景観形成方針

景観形成方針は、「拠点別の景観形成方針」の「産業景観の拠点」及び「生活景観の拠点」のそれぞれに掲載している内容を参照してください。

■対象区域(重点地区)



②取り組み2 自然と歴史の拠点の景観形成を推進し、 地域らしさを向上させます

■景観形成の考え方

「拠点別の景観形成方針」のうち、自然景観と歴史景観の10の拠点（石巻山周辺、葦毛湿原周辺、表浜海岸（高塚緑地）周辺、表浜海岸（小島町）周辺、汐川干潟、旧二川宿周辺、普門寺周辺、馬越長火塚古墳周辺、旧嵩山宿周辺、賀茂神社周辺）を景観形成の重点地区として位置づけ、協働による景観形成を進めます。

■景観形成方針

各重点地区の景観形成方針は、「拠点別の景観形成方針」の「自然景観の拠点」及び「歴史景観の拠点」のそれぞれに掲載している内容を参照してください。

■対象区域（重点地区）



③取り組み3 市民の身近にある景観資源を掘り起こし、 新たに魅力ある景観を創出します

■景観形成の考え方

景観資源のなかには、日常の生活の中で埋もれ、見落としがちとなっているものや、長い年月の中で滅失したもの、近代化のなかで遺産となったものなどもあります。

こうした市民の身近にある隠れた景観資源を掘り起こし、それらを活かした環境整備を協働で進めることで、新たに魅力ある景観を創出します。

■景観形成方針

隠れた景観資源を掘り起こすために、以下に示す3視点から取り組み、発掘した資源を活かした景観形成を進めます。

再認識

多くの資源の存在は認知されているものの、その謂れ^{いわ}や存在に至る背景などが広く知られていないため、そのものの持つ価値が十分に活かされていないものを掘り起こします。

再発見

長い年月の中で滅失してしまったもの、また土石などに埋もれて存在が確認できないもの、さらにはごく一部の人にしか知られていないものを掘り起こします。

再構築

集めた景観資源を違った角度から見てみたり、また広域的な視点から各種の景観資源をつなぎ合わせたりすることで見えてくる新しい価値を活かして、資源の物語を新たに構築し、具体的な景観形成につなげます。

6-3 豊橋市（行政）の推進施策

(1) 推進施策の視点

景観形成を進めていく際には、市民・事業者、専門家、行政が相互に連携しつつ、それぞれの立場で、地域の特性や課題等に応じた総合的かつ多面的な取り組みを実施していくことが必要です。

そのうち、豊橋市(行政)は、以下の4つの視点から、その役割を担っていきます。

■意識啓発

市民・事業者が景観形成の担い手になってもらうための自己啓発の場や機会を提供し、意識の高揚を図ります。

■支援

市民・事業者が景観形成に積極的に取り組もうとすることに対して、技術的な支援や資金的な支援を行います。

■規制誘導

魅力的な景観形成を進めていくための制度や仕組みづくりを行います。

■良好な公共事業

景観に配慮した公共事業を実施して景観形成の先導的な役割を担います。



視点	豊橋市(行政)の景観形成に関する基本的な取り組み
意識啓発	①景観形成の必要性に関する意識啓発
	②景観資源の認知度の向上
支援	①まちづくり団体活動への支援
	②建築行為への支援
規制誘導	①建築行為等に対する規制誘導
	②屋外広告物設置等に対する規制誘導
良好な公共事業	①行政職員の景観形成に関する意識啓発
	②良好な景観の公共事業に向けた仕組みづくりと実施

(2) 施策の推進計画(案)

「(1)推進施策の視点」を踏まえ、今後、概ね10年間に実施する具体的な取り組みの案を以下に示します。

視点	豊橋市(行政)の景観形成に関する具体の取り組み		
	前期	後期	以降
意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・景観基本計画の市民への周知 ・景観資源のPR ・市民参加による景観資源の探索 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民による景観冊子などの作成 ・景観資源マップ作成 ・市民対象の景観見学会開催 ・市民講師による景観出前講座開催 	景観施策の継続的な実施
支援	<ul style="list-style-type: none"> ・景観形成地区のまちづくり団体への支援(助成、専門的支援) ・景観形成地区の建築行為への支援(助成、専門的支援) 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家等による住民団体などへの支援(制度の創設) ・景観形成地区のまちづくり団体への支援(助成、専門的支援) ・景観形成地区の建築行為への支援(助成、専門的支援) 	
規制誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・景観法に基づく景観計画策定に向けた調査(色彩など) ・新たな景観形成地区の指定の検討 ・景観条例に基づく景観形成地区による建築行為の誘導 ・違反屋外広告物の是正、指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観法に基づく景観計画及び条例改正の検討 ・景観に関する市民意識の把握(アンケートなど) ・新たな景観形成地区の指定の検討 ・景観条例に基づく景観形成地区による建築行為の誘導 ・違反屋外広告物の是正、指導 	
良好な公共事業	<ul style="list-style-type: none"> ・景観基本計画の行政職員への周知 ・良好な公共事業への体制づくり ・景観配慮の手引き作成 ・眺望ポイントの検討整備 ・景観に配慮した公共事業の実施 ・国や県などの行政機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共事業の景観評価の検討 ・設計方式などの検討 ・眺望ポイントの検討整備 ・景観に配慮した公共事業の実施 ・国や県などの行政機関との連携 	